

# 契約図書

外港昭和南地区ふ頭用地照明設置工事

数量総括表(電気設備工事)

工種	種別	細目	規	格	単位	起工	変更	増減	摘要
電気設備工									
	作業土工								
		床掘・埋戻し	土砂		式	1			
		作業残土処理	土砂		式	1			
	配管・配線工								
		埋設表示シート敷設	W300		m	151			
		ケーブル及び電線配管	600V CVT 14sq-3C		m	151			
		ケーブル及び電線配管	600V CVT 8sq-3C		m	149			
		波付硬質合成樹脂管	FEP 50mm 2条/100m		m	151			
		鋼管敷設	露出配管 G50		m	149			
		支持金物	D1S10 40×30×100mm		本	75			
		支持金物	DC54 電線管支持 G54		個	75			
		ハンドホール	900×900×1200 25T		基	2			
		ハンドホール	900×900×1200 8T		基	1			
		プルボックス	SUS製 新設 300×300×300		個	6			
	照明工								
		照明灯	A (1灯タイプ)		基	3			
		照明灯	B (1灯タイプ)		基	2			
		照明灯	C (2灯タイプ)		基	1			
		基礎コンクリート	φ500, H1800		箇所	6			
舗装工									
	コンクリート舗装工								
		下層路盤	t=300mm RC-40		m2	67			
		上層路盤	t=290mm M-40		m2	67			
		コンクリート舗装	t=300mm 曲げ4.5N-6.5-40		m2	68			
	アスファルト舗装工								
		下層路盤	t=150mm RC-40		m2	90			
		上層路盤	t=150mm M-40		m2	90			
		基層	t=150mm 再生粗粒As改質Ⅱ型		m2	91			
		表層	t=50mm 再生密粒As改質Ⅱ型		m2	91			
	区画線工								
		溶融式区画線	白色 ゼブラ 45cm		m	1			
		溶融式区画線	白色 記号 15cm換算		m	23			
		ペイント式区画線	白色 実線 15cm		m	1			
構造物撤去工									
	構造物取壊し工								
		舗装版切断・破砕・運搬	As舗装 t=20cm		式	1			
		舗装版切断・破砕・運搬	Co舗装 t=30cm		式	1			
		殻処分	アスファルト殻		t	43			
		殻処分	コンクリート殻		t	49			

# 現場説明書

1

令和8年5月15日以降調達公告適用

工 程	<p>① (他工事等との調整)―― _____については、_____と関連するので相互の連絡調整を密にすること。――</p> <p>② (部分完成、着工保留)―― _____については、_____まで_____ [すること、しないこと]。――</p> <p>③ (施工時間)―― 本工事の施工時間帯は、昼間施工 (8:00～17:00) を見込んでいる。―― _____の施工時間は、_____とする。――</p> <p>④ (余裕期間設定工事)―― 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領 (平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知) の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。―― 工期については、調達公告のとおりとする。――</p> <p>⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長)―― この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。――</p> <p>⑥ (週休2日工事) 本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事实施要領 (平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知) の対象工事である。https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事に努めること。 なお、治山工事及び林道工事の費用については、鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領 (令和6年4月26日付第202400033117号森林・林業振興局長通知及び第202400031869号治山砂防課長通知) によるものとし、港湾工事及び漁港工事の費用については、最新の工事積算基準の「港湾工事及び漁港工事における週休2日の取得に要する費用の計上について」によるものとする。――</p>
用地 関係	<p>① (用地、物件等未処理)―― 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。―― なお、 _____ 頃 _____ の予定である。――</p>
支 障 物 件	<p>① (埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、[未調査・(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) について調査済み] である。―― 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。―― その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。――</p> <p>② (支障物件)―― _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。―― 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。――</p> <p>③ (立木の置き場所)―― 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。――</p>
公 害 対 策	<p>① (低騒音型・低振動型建設機械)―― 本工事のうち施工箇所： _____ については、特に生活環境を保全する必要があるため、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定 (国土交通省告示、平成13年4月9日改正) に基づき指定された建設機械を使用するものとする。―― 該当工種： _____、施工機械： _____</p>

<p>安全対策</p>	<p>① (交通安全施設等)</p> <p>一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p> <p>交通誘導員A <u>      </u>人 交替要員 <u>      </u>人 1日あたり合計 <u>      </u>人 配置日数 <u>      </u>日  <u>      </u>人・日</p> <p>交通誘導員B <u>      </u>人 交替要員 <u>      </u>人 1日あたり合計 <u>      </u>人 配置日数 <u>      </u>日  <u>      </u>人・日</p> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合には、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。</p> <p>交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。</p> <p>また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。</p> <p>なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。</p>
<p>濁水処理</p>	<p>① (濁水処理)</p> <p>工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。</p> <p>また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について (平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知) (<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosouseitudan.pdf">https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosouseitudan.pdf</a>) に基づいて適正に処理すること。</p>
<p>建設副産物の処理</p>	<p>【建設発生土 (処理)】</p> <p>① (他工事等流用)</p> <p>建設発生土は <u>境港</u> 市・町・村 <u>昭和町</u> 地内の <u>港湾用地内</u> 工事現場に運搬 (片道運搬距離 <u>0.8</u> km) するものとする。</p> <p><del>② (建設技術センター)</del></p> <p><del>建設発生土は <u>      </u>市・町・村 <u>      </u>地内のセンター事業所に運搬 (片道運搬距離 <u>      </u> km) するものとする。なお、処理費として1m<sup>3</sup>当たり <u>      </u>円をセンターに支払うこと。  センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上)</del></p> <p><del>③ (民間残土受入地)</del></p> <p><del>建設発生土は <u>      </u>市・町・村 <u>      </u>地内の <u>      </u>に運搬 (片道運搬距離 <u>      </u> km) するものとする。なお、処理費として1m<sup>3</sup>当たり <u>      </u>円を <u>      </u>に支払うこと。  民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上)</del></p> <p><del>④ (土質改良プラント)</del></p> <p><del>建設発生土は <u>      </u>市・町・村 <u>      </u>地内の <u>      </u>に運搬 (片道運搬距離 <u>      </u> km) するものとする。なお、処理費として1m<sup>3</sup>当たり <u>      </u>円を <u>      </u>に支払うこと。  土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上)</del></p> <p>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材 (処理)】</p> <p>① (分別解体等)</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1m<sup>3</sup>当たり <u>30,517</u> 円  アスファルト塊 1m<sup>3</sup>当たり <u>50,856</u> 円  建設発生木材 1m<sup>3</sup>当たり <u>      </u> 円</p> <p><del>② (他工事等流用)</del></p> <p><del>[Co雑割材・ <u>      </u> ] は、 <u>      </u>市・町・村 <u>      </u>地内 <u>      </u>工事で使用するものとする。</del></p>

③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)

建設発生木材は\_\_\_\_\_市・町・村\_\_\_\_\_地内の\_\_\_\_\_のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離\_\_\_\_\_km)を想定し、1t当り\_\_\_\_\_円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、[所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者]により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は\_\_\_\_\_市・町・村\_\_\_\_\_地内の\_\_\_\_\_への搬出(片道運搬距離\_\_\_\_\_km)を想定し\_\_\_\_\_円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑤ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・受入れ費用)

コンクリート塊 米子市・町・村 大篠津町 地内の (有) サクセス (運搬距離 8.5 km)、費用 1 t 当り 1,500 円

アスファルト塊 米子市・町・村 和田町 地内の (株) カネックス (運搬距離 9.3 km)、費用 1 t 当り 1,300 円

建設発生木材 \_\_\_\_\_市・町・村\_\_\_\_\_地内の\_\_\_\_\_ (運搬距離\_\_\_\_\_km)、費用 1 t 当り\_\_\_\_\_円

その他(\_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_市・町・村\_\_\_\_\_地内の\_\_\_\_\_ (運搬距離\_\_\_\_\_km)、費用 1 t 当り\_\_\_\_\_円

(受入れ時間帯)

8時～17時(平日)

(受入れ条件)

ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径\_\_\_\_\_cm以下、長さ\_\_\_\_\_m以下であること。

エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

⑥ (最終処理等)

\_\_\_\_\_については、\_\_\_\_\_市・町・村\_\_\_\_\_地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離\_\_\_\_\_km)を想定し、その費用として1t当り\_\_\_\_\_円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦ (産業廃棄物の処理に係る税)


産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、\_\_\_\_\_円見込んでいる。

⑧ (伐木工の数量)

伐木工は伐木工歩掛(平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知)に基づき参考数量で算出しているため、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、manifestsで運搬量(体積(空m3))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	折れ点を2点以上設ける 平均的な断面 
建設発生木材 搬出量	manifests又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑩ (manifests)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき manifests を作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の処理

建設副産物の使用	<p>① (建設発生土の使用)  <del>_____ 工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。</del></p> <p>② (再生資材の使用)                  ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。                  イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。                  ウ 再生クラッシュラン〔規格：Rc-40 _____〕は、使用箇所：_____路盤、基礎砕石_____に使用する。                  エ 再生コンクリート砂〔規格：RS_____〕は、使用箇所：_____に使用する。                  オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：20mm(改質Ⅱ)〕は、使用箇所：_____基層、表層_____に使用する。                  カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。                  キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。                  ク 本工事において、粒度調整砕石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。</p>
工事用道路	<p>① (農地の一時転用について)                  本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。                  【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。(該当がなければ記載を削除)】                  受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。</p> <p>② (農地の賃貸借)                  ア _____の用途に使用するため、_____市・町・村_____番地を賃貸借すること。                  イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。                  ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。                  エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。                  オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。</p>
その他	<p>① (自社施工)                  本工事においては、<del>(※) _____ 工 (_____ 工を除く)のうち少なくとも_____千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。</del>                  ※該当する細別(レベル4)を記載する。</p> <p>② (工事名称)                  工事標示板に記載する名称は、_____契約工事名_____とする。                  なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。</p>

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。  
 イ ~~景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。~~

④ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。  
 ア ~~請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合には、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事~~  
 イ ~~鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）~~  
 ウ ~~災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事~~  
 エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）  
 オ ~~工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）~~

⑤ (監督体制)

本工事は監督体制は〔一般・重点〕監督とする。  
 重点監督の工種は\_\_\_\_\_とし、その他の工種は一般監督とする。  
 なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、~~（対象工事の区分を記載）~~ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。  
 ア 技能士種別：\_\_\_\_\_技能士、該当工種：\_\_\_\_\_工、特記事項根拠：\_\_\_\_\_頁  
 イ 技能士種別：\_\_\_\_\_技能士、該当工種：\_\_\_\_\_工、特記事項根拠：\_\_\_\_\_頁  
 ウ 技能士種別：\_\_\_\_\_技能士、該当工種：\_\_\_\_\_工、特記事項根拠：\_\_\_\_\_頁

⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。  
 情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。  
 電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。  
 オンライン電子納品を実施する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領（令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知）に従うこと。

⑨ (情報共有システム)

情報共有システム（以下「システム」という。）を利用すること。  
 ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。  
 システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

その他

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。  
 通常単価を採用した建設機械 〔無し・有り〕

⑫ (現場環境改善)

【災害復旧工事以外】 (該当しない場合は削除)

本工事は、現場環境改善 (率計上分) 実施対象工事と [する・しない]。  
 下表の内容のうち原則として各費目 (仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) ごとに1内容ずつの合計4つの実施内容を実施すること。  
 実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。  
 地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容 (目的に資するものであること) について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。  
 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実, 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実 (交通誘導員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策 5. (港湾・漁港工事のみ) 防災訓練 (地震・台風等の自然災害に対する訓練)
地域連携	1. 広報活動等 (完成予想図, 工法説明, PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む) 4. 現场景観向上 (美装化・デザイン看板等)

~~【災害復旧工事】 (該当しない場合は削除)~~

~~現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。~~

⑬ (熱中症対策)

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報 (最高気温 35℃以上が予想される場合) が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

その他

⑭ (現場管理費補正)

【治山工事、林道工事以外】 (該当しない場合は削除)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知)の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

~~【治山工事、林道工事】 (該当しない場合は削除)~~

~~本工事は、治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年7月31日付第201900109943号農林水産部森林・林業振興局長通知及び第201900108860号県土整備部治山砂防課長通知)の対象工事である。~~

~~熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。~~

~~⑮ (日本芝生産地への配慮)~~

~~日本芝の生産に配慮した植生工について(令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知)(<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>)に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。~~

~~ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の [野芝・高麗芝] を使用すること。~~

~~イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。~~

~~ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m<sup>2</sup>当り〇〇円を見込んでいる。~~

⑯ (ICT活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「ICT活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm>を参照すること。

~~⑰ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)~~

~~本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。~~

~~安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。~~

~~⑱ (標示板の設置)~~

~~本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。~~

~~標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長事務連絡)を参考にすること。~~

⑲ (CCUS活用推奨工事[受注者希望型]) 【災害復旧工事、受託工事は対象外(当該項目を削除する)】

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUSの活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm>を参照すること。

⑳ (遠隔臨場)

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

その他

② (快適トイレの試行)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事、港湾工事、漁港工事以外】(該当しない場合は削除)

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】

(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

~~2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事】(該当しない場合は削除)~~

~~快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。~~

~~受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】~~

~~(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。~~

~~なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。~~

~~また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。~~

その他

2. ~~【港湾工事、漁港工事】（該当しない場合は削除）~~

~~快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。~~

~~受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。~~

~~【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。~~

~~なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※1までを原則とするが、監督職員と協議により必要と認められる場合は、増設できるものとする。~~

~~また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※1より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わないものとする。~~

~~ただし、海上運搬を伴う運搬・設置・撤去費用については、別途共通仮設費に積上げ計上※2するものとする~~

~~※1 施工箇所が点在する工事など、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。~~

~~※2 快適トイレの海上運搬費用については、1回あたり当該工事で使用する作業船供用損料0.5日分の費用を計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する際には、快適トイレ個別での運搬費用は計上しない。~~

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

②②（大型コンクリートブロック積擁壁）

大型ブロック及び基礎コンクリートは○（製品名を記載）（以下「想定製品」という。）同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図、展開図等の作成及び擁壁高が8.0mを超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。

③（けんせつトリピーのデザイン使用）

鳥取県が著作権を有するけんせつトリピーのデザインは、工事看板、工事案内チラシ等、工事をPRする目的に無料で使用できるので、積極的に活用すること。使用に当たっては、鳥取電子申請サービスから届出を行うこと。（届出送信後は、すぐに画像データを使用可能となる。）鳥取電子申請サービス<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>（けんせつトリピーで検索）



④（国際コンテナターミナル内作業）

供用中の国際コンテナターミナル内での工事となるため、荷役業者と十分に調整しながら作業を進めること。国際コンテナターミナル内は関係車両以外の車両に対する通行制限があるため、着手前に監督員に確認し、ルールを守って工事を行うこと。

⑤（配線・配管工）

既存の受電設備から照明設備の設置位置までの管路を検討した結果、直線で管路を布設する計画としているが、過年度工事図面等を発注者から受注者へ提供するので設計内容を照査し、より適切な配線・配管ルートがある場合、監督員と協議すること。

⑥（1日未満で完了する作業等）

施工数量が標準日当り施工量より少ないなど、積算施工単価と実費が著しく乖離すると認められる作業については、設計変更の対象とするので必要に応じて監督員と協議すること。

※ 明示する項目を 部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。

## みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

まじめに働く職人が報われるために



### 【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に11.5%、平成26年2月には6.6%、平成27年2月には4.1%、平成28年2月には3.6%、平成29年3月には3.2%、平成30年3月には3.1%、平成31年3月には1.4%、令和2年3月には2.5%、令和3年3月には0.8%、令和4年3月には2.8%、令和5年3月には4.4%、令和6年3月には6.4%、令和7年3月には7.6%、令和8年3月には5.6%引き上げ、平成24年度に比べ約85.3%の上昇となりました。

### 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を上げましょう

### 社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

#### 元請による下請への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

☹️ 社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

#### 請負契約における法定福利費の確保 (標準見積書の活用)

- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう

- 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



# 公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成 25 年に 11.5%、平成 26 年 2 月に 6.6%、平成 27 年 2 月に 4.1%、平成 28 年 2 月に 3.6%、平成 29 年 3 月に 3.2%、平成 30 年 3 月に 3.1%、平成 31 年 3 月に 1.4%、令和 2 年 3 月に 2.5%、令和 3 年 3 月に 0.8%、令和 4 年 3 月に 2.8%、令和 5 年 3 月に 4.4%、令和 6 年 3 月に 6.4%、令和 7 年 3 月に 7.6%、令和 8 年 3 月に 5.6% 引き上げられ、平成 24 年度に比べ約 85.3% の上昇となりました。主要 10 職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職種	単価 (円)															上昇率														
	H24.4	対H24.4比	H25.4	対H25.4比	H26.2	対H26.2比	H27.2	対H27.2比	H28.2	対H28.2比	H29.3	対H29.3比	H30.3	対H30.3比	H31.3		対H31.3比	R2.3	対R2.3比	R3.3	対R3.3比	R4.3	対R4.3比	R5.3	対R5.3比	R6.3	対R6.3比	R7.3	対R7.3比	R8.3
特殊作業員	13,800	10.9%	15,300	3.9%	15,900	1.3%	16,100	5.6%	17,000	0.0%	17,000	2.9%	17,500	4.0%	18,200	1.6%	18,500	0.5%	18,600	5.4%	19,600	2.0%	20,000	8.0%	21,600	6.0%	22,900	3.1%	23,600	71.0%
普通作業員	10,800	11.1%	12,000	4.2%	12,500	1.6%	12,700	8.7%	13,800	0.0%	13,800	2.9%	14,200	4.2%	14,800	1.4%	15,000	0.0%	15,500	3.3%	16,000	3.2%	16,800	5.0%	17,900	6.5%	18,200	1.7%	18,200	68.5%
軽作業員	9,500	14.7%	10,900	3.7%	11,300	0.9%	11,400	6.1%	12,100	0.0%	12,100	3.3%	12,500	4.0%	13,000	1.5%	13,200	0.0%	13,200	0.0%	14,000	6.1%	15,200	8.6%	16,200	6.6%	17,000	4.9%	17,000	78.9%
とび工	15,000	12.0%	16,800	7.1%	18,000	5.0%	18,900	5.3%	19,900	3.0%	21,200	3.4%	21,300	0.5%	21,300	2.3%	21,800	0.0%	21,800	5.0%	22,900	1.7%	23,300	3.4%	24,100	6.6%	25,700	8.9%	28,000	86.7%
鉄筋工	14,900	12.1%	16,700	7.2%	17,900	5.0%	18,800	5.3%	20,300	2.5%	20,900	3.0%	21,000	0.5%	21,000	2.4%	21,500	0.0%	21,500	0.0%	21,500	0.9%	21,700	17.1%	25,400	6.3%	27,000	9.3%	29,500	98.0%
運転手(特殊)	12,900	10.9%	14,300	3.5%	14,800	1.4%	15,000	5.3%	15,800	0.0%	16,300	3.2%	17,000	4.3%	17,300	1.8%	17,300	0.0%	18,000	4.0%	18,400	2.2%	19,800	7.6%	20,900	5.6%	21,600	3.3%	21,600	67.4%
運転手(一般)	11,100	10.8%	12,300	4.9%	12,900	1.6%	13,100	6.1%	13,900	0.0%	14,300	2.9%	14,900	4.2%	15,100	1.3%	15,500	2.6%	16,300	5.2%	16,700	2.5%	18,100	8.4%	19,200	6.1%	19,600	2.1%	19,600	76.6%
型わく工	14,600	12.3%	16,400	7.3%	17,600	5.1%	18,500	5.4%	20,000	2.6%	20,600	3.0%	20,700	0.5%	20,700	2.4%	21,200	0.0%	21,800	0.0%	21,800	6.4%	23,200	5.2%	24,400	6.1%	25,900	7.7%	27,900	91.1%
大工	14,900	12.1%	16,700	7.2%	17,900	5.0%	18,800	5.3%	20,300	2.5%	20,900	3.0%	21,000	0.5%	21,000	2.4%	21,500	0.0%	21,500	0.0%	21,500	0.0%	22,700	5.6%	23,500	6.4%	25,000	8.8%	27,200	82.6%
左官	14,200	12.0%	15,900	7.5%	17,100	5.3%	18,000	5.6%	19,000	2.6%	19,500	3.1%	20,100	0.5%	20,200	2.0%	20,600	0.0%	20,600	0.0%	20,600	4.9%	21,600	3.7%	22,400	8.9%	24,400	3.7%	25,300	78.2%

## 【公共工事設計労務単価とは？】

- 公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 51 職種について定めています。
- 各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- 労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

- 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担分相当額を含む。）及び出来高給
- 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
- 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
- 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- 新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。

【例】普通作業員（18,200 円／日、20 日／月勤務）の場合

月当たり 18,200(円/日)×20(日)=364,000 円となり、これは上記枠内の 1.～4. により算定した年収（4,368 千円）を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約 15%）が含まれています。

鳥取県県土整備部県土総務課

# 公共工事設計労務単価と法定福利費

－ 適正な金額での下請契約のために －

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。  
 なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出にあたっては、下記を参考にしてください。

## 代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（R8.3月以降）

### ■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※1	D10～D51	t	59,000 円 (100.0%)	57,466 円 (97.4%)	1,534 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛m <sup>2</sup>	4,889 円 (100.0%)	2,627 円 (53.7%)	2,262 円 (46.3%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	m <sup>2</sup>	8,653 円 (100.0%)	7,036 円 (81.3%)	1,617 円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。  
 ※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

**注）下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。**

### ■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
			うち労働者負担分 法定福利費	
鉄筋工	59,000 円/t	57,466 円/t	8,930 円/t	9,390 円/t
足場工	4,889 円/掛m <sup>2</sup>	2,627 円/掛m <sup>2</sup>	408 円/掛m <sup>2</sup>	429 円/掛m <sup>2</sup>
型枠工	8,653 円/m <sup>2</sup>	7,036 円/m <sup>2</sup>	1,093 円/m <sup>2</sup>	1,150 円/m <sup>2</sup>

◎労働者負担分の算定式 労務費×155.40÷1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費×163.50÷1,000

※R8.3月以降の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価) + ③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

(様式-2)

通 知 書

境 管 第 号  
令和 年 月 日

鳥取県西部総合事務所長 様

発注者職氏名 境港管理組合 管理者 平井 伸治  
(公印省略)  
住 所 鳥取県境港市大正町215

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名	境港管理組合 工務課 工務係	
	担当者職氏名	係長 <small>フリガナ</small> 坂田 <small>フリガナ</small> 達彦 <small>フリガナ</small>	
	電話番号	0859-42-3707	
工事の内容	工事の名称	外港昭和南地区ふ頭用地照明設置工事	
	工事の場所	境港市昭和町	
	工事の概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(道路改良工事)注1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途、階数、工事対象床面積㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床面積㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途、階数、請負代金万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円(税込)	
	工期	令和 8年 月 日 ~ 令和 8年 月 日 工事着手予定日：令和 年 月 日	
請負者	会社名		<small>フリガナ</small> 現場代理人氏名
	所在地		
	電話番号		ファクシミリ

※受付番号：

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)

添付資料 別表1 別表2 別表3  
位置図 設計図

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

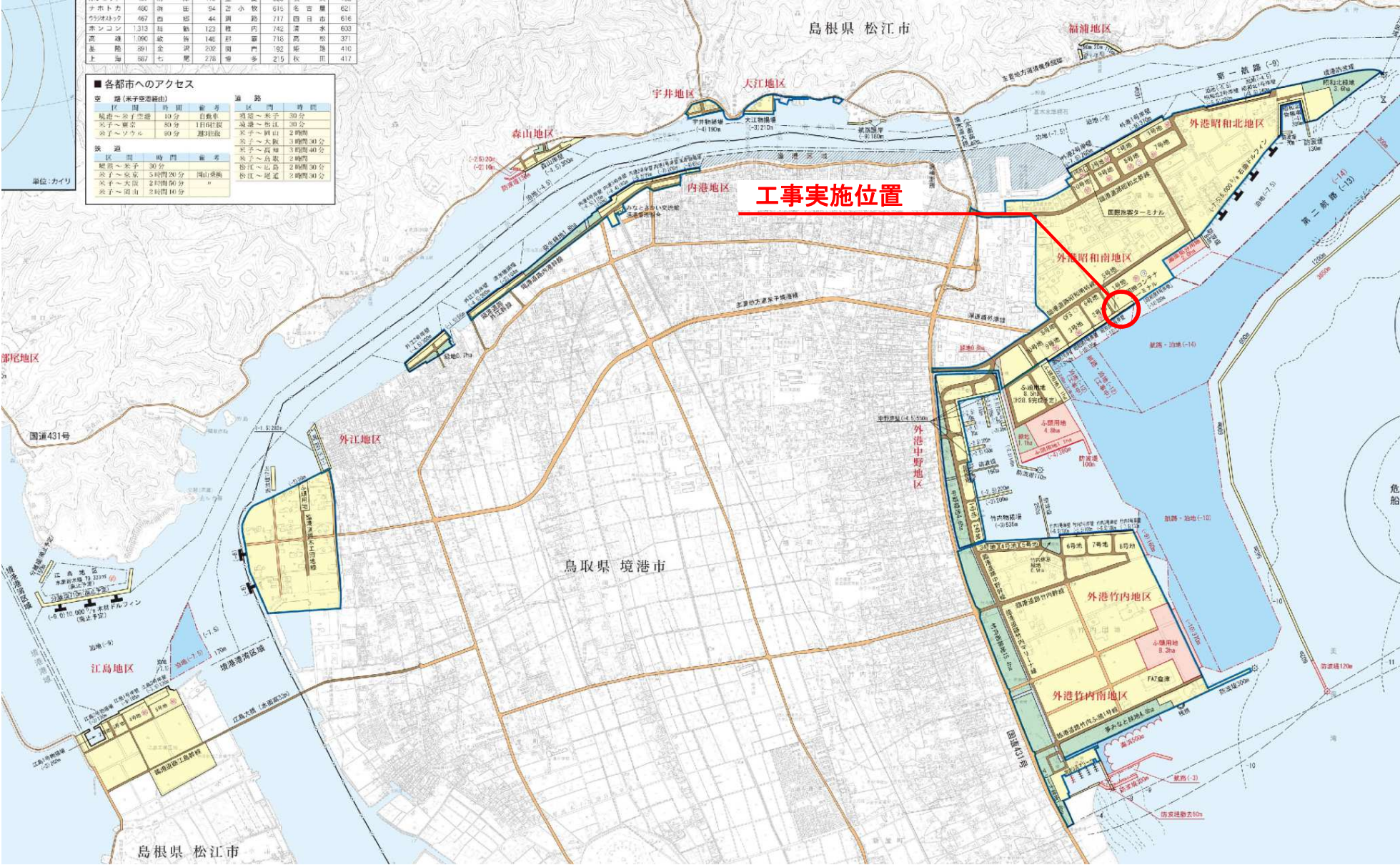
## 分別解体等の計画等

	工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )	
	工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input checked="" type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 臨港道路 )	
	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____年 その他( 舗装 コンクリート護岸 )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 工業団地、港湾 ) 敷地境界との最短距離 約 _____m その他( )	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他( )	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→⑤の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )	
	工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン	
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	43トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	49トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

# 位置図

## 外港昭和南地区ふ頭用地照明設置工事



宇布トカ	460	新庄	94	小豆	615	金吾	621
宇布トカ	467	西郷	44	圓路	717	四日市	616
宇布トカ	1,313	船越	123	陸内	742	清水	603
高津	1,090	坂本	146	野原	718	高松	371
基陸	881	金沢	202	岡門	192	坂地	410
上海	867	七尾	278	多摩	215	秋田	417

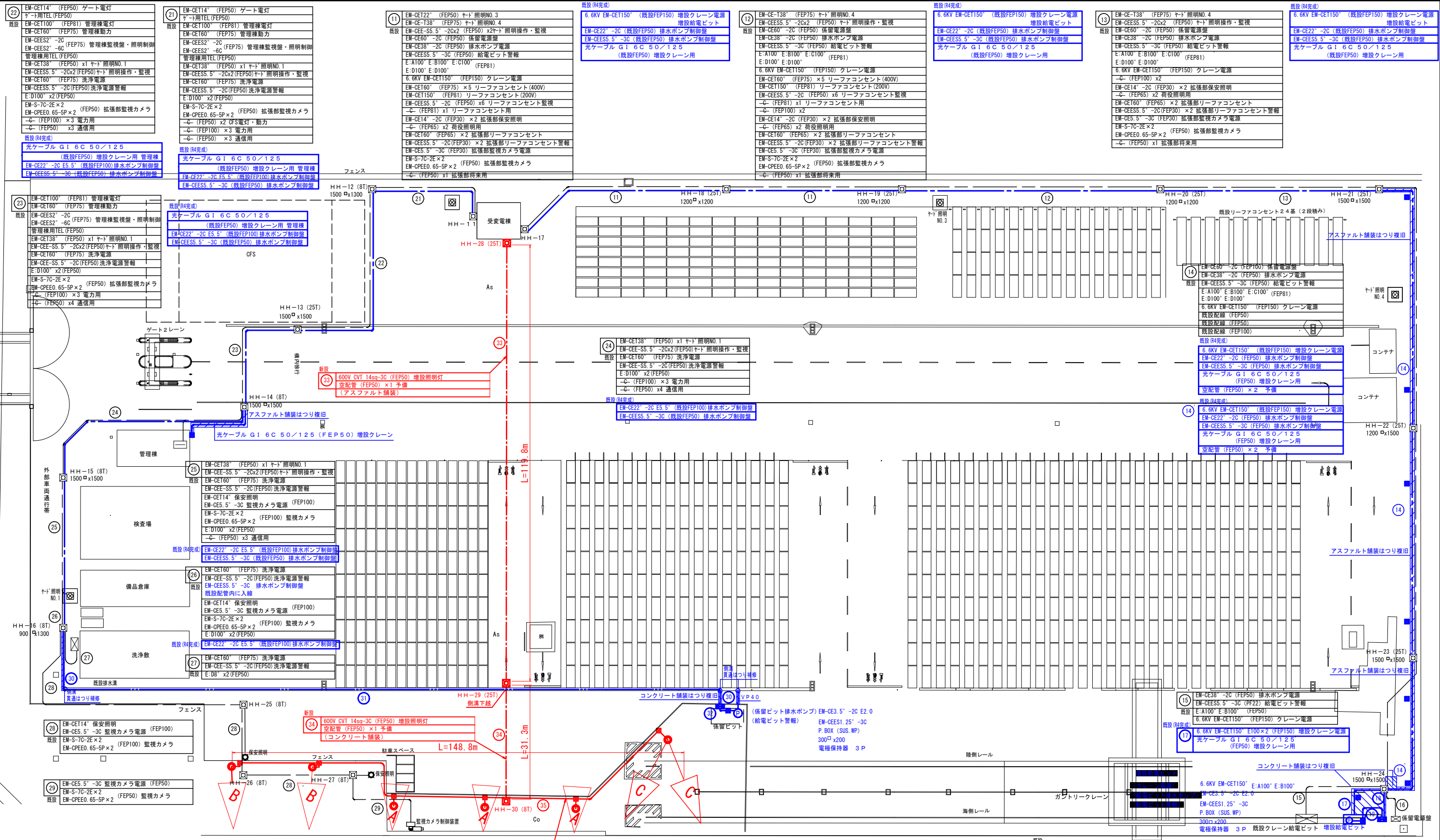
■各都市へのアクセス

空路(半空路経由)

区間	時間	備考	区間	時間
松港～宇布空港	10分	自動車	松港～長子	30分
松子～東京	80分	1日6往復	松港～松江	30分
松子～ソウル	80分	週3回	松子～岡山	2時間
			松子～大阪	3時間30分
			松子～高松	3時間40分
			松子～高取	2時間
			松江～尾道	2時間30分

単位:カイリ

# 契約図面



凡例 (既設)

記号	名称	備考
□	端子盤	既設
□	ブルボックス SUS製	300×300×300
□	光成端箱	露出型
BT	ハンドホール	鉄蓋 (R8K-60) 既設
25T	ハンドホール	鉄蓋 (R25K-60) 既設
—	土中埋設配管	
—	排水ポンプ制御盤	SUS製 自立型
⊙	排水ポンプ	参考図参照
⊙	埋設標示柱	コンクリート製 アスファルト舗装部分は鉄製

凡例 (新設)

記号	名称	備考
□	ブルボックス SUS製	300×300×300
BT	ハンドホール	鉄蓋 (R8K-60) (R8K-60)
⊙	照明灯	
—	土中埋設配管	

年度別	令和 8 年度
事業名	港湾施設整備事業
工事名	外港昭和南地区心頭用地照明設置工事
設計別	
図種	構内配電線路設備 平面図
図面番号	全 5 葉 の 内 1 号
位置	境港市昭和町 境港管理組合

起債 当初設計

# 照度分布図

S=1:500

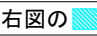
受電設備



電線管路

フェンス

N X 境港海陸株式会社  
海運事業部国際コンテナターミナル管理棟

昭和南港臨港道路

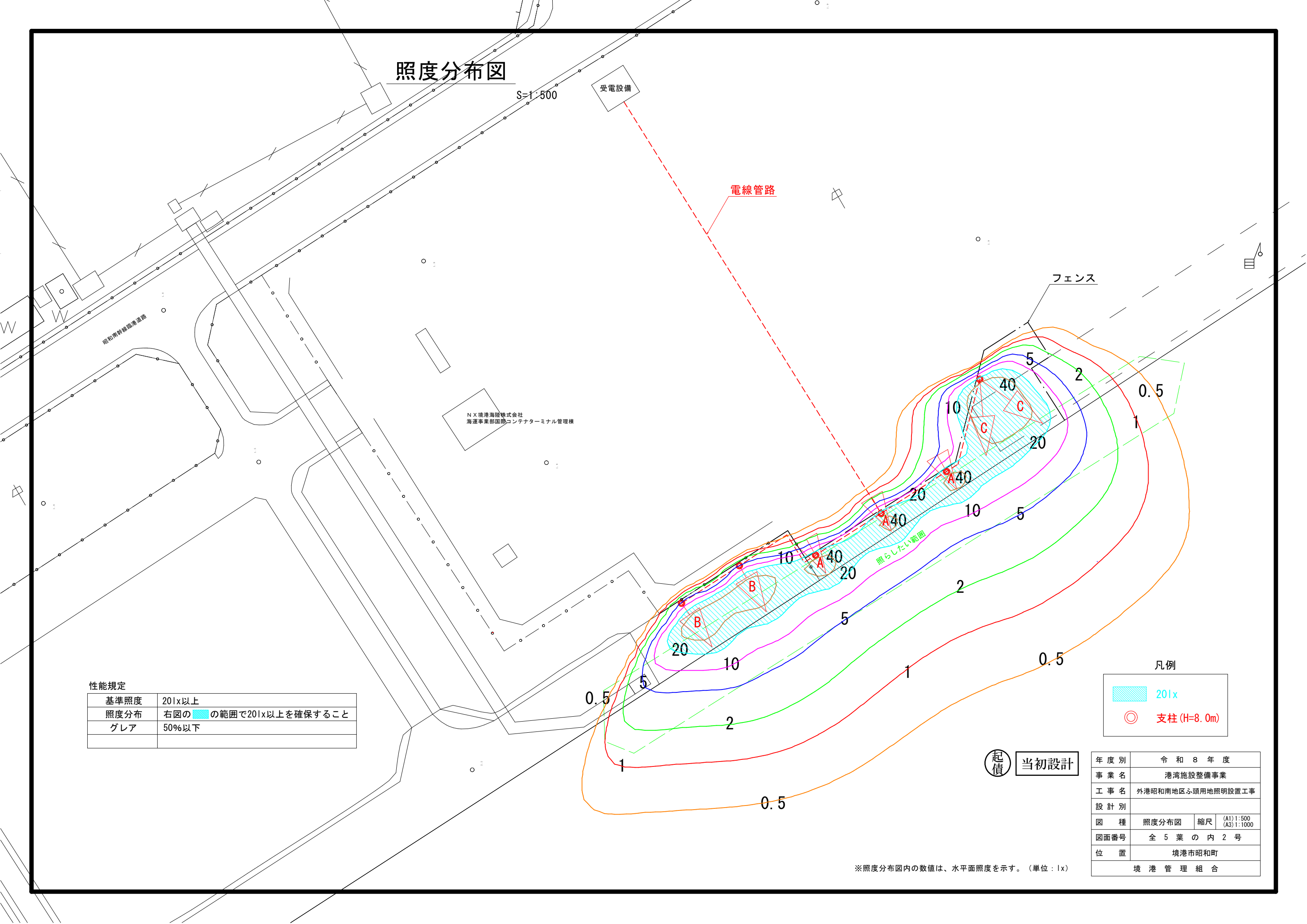
性能規定	
基準照度	20lx以上
照度分布	右図の  の範囲で20lx以上を確保すること
グレア	50%以下

凡例	
	20lx
	支柱 (H=8.0m)

 起債  
当初設計

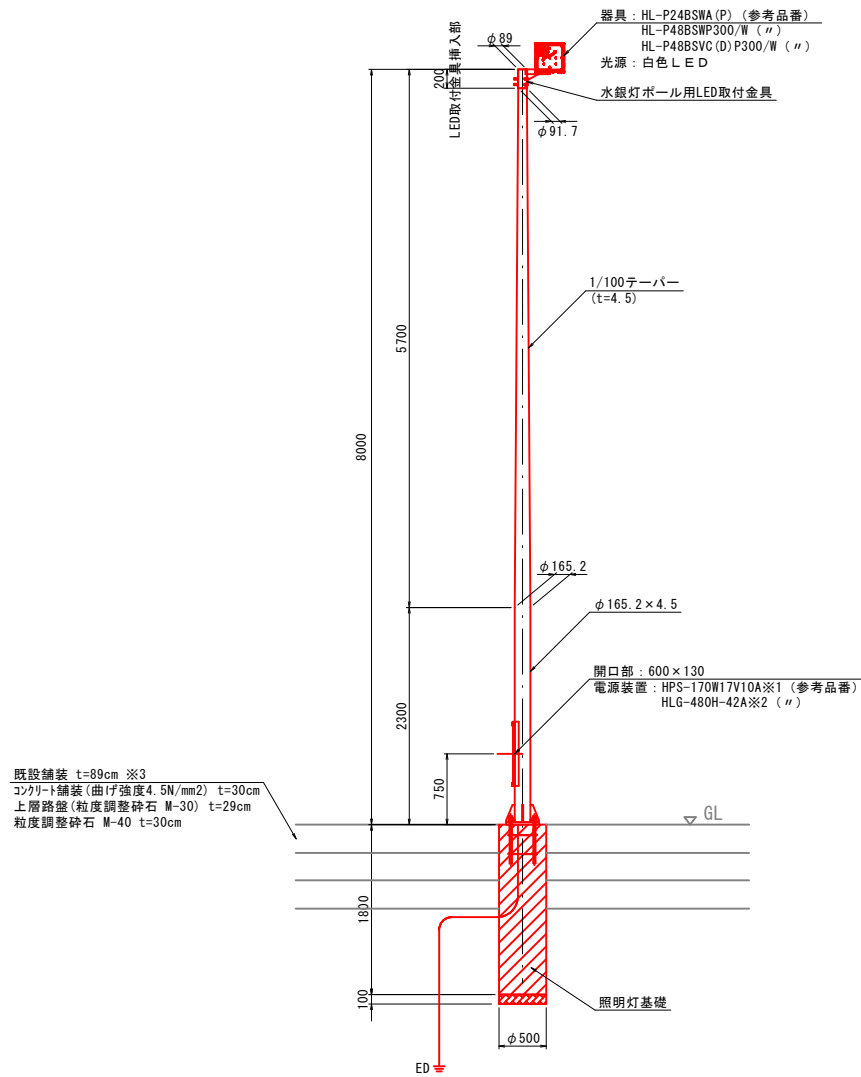
年度別	令和8年度	
事業名	港湾施設整備事業	
工事名	外港昭和南地区ふ頭用地照明設置工事	
設計別		
図種	照度分布図	縮尺 (A1) 1:500 (A3) 1:1000
図面番号	全5葉の内2号	
位置	境港市昭和町	
	境港管理組合	

※照度分布図内の数値は、水平面照度を示す。(単位:lx)



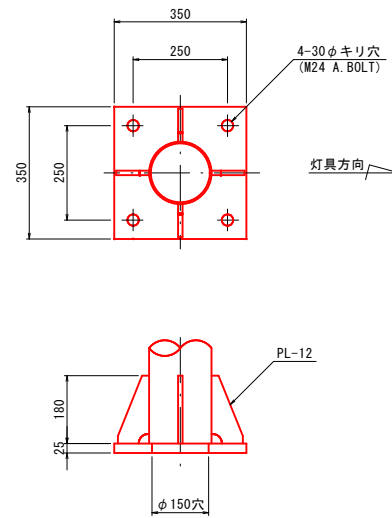
# 構造図(1)

照明柱姿図 S=1:40

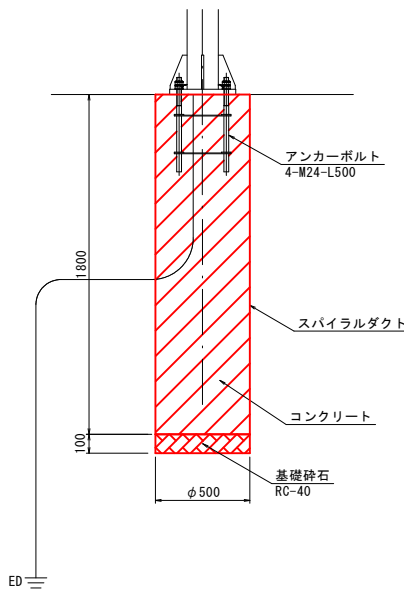


※1 HL-P24BSWA (P) (参考品番) 使用時  
※2 HL-P48BSWP300/W / HL-P48BSVC (D) P300/W (参考品番) 使用時  
※3 既設舗装厚さは推定であり、現地において再確認すること。

ベースプレート詳細図 S=1:10



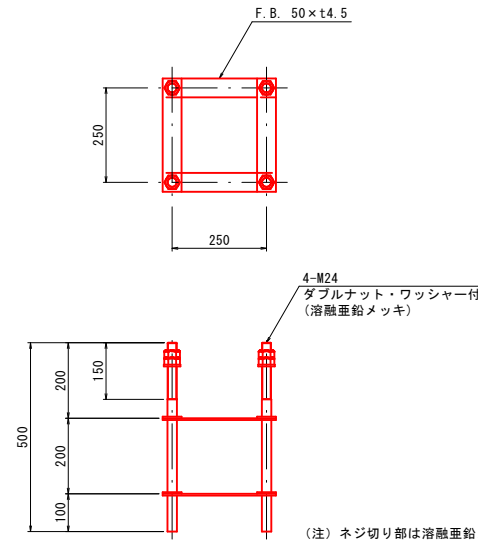
照明灯基礎 S=1:20  
φ500, H1800



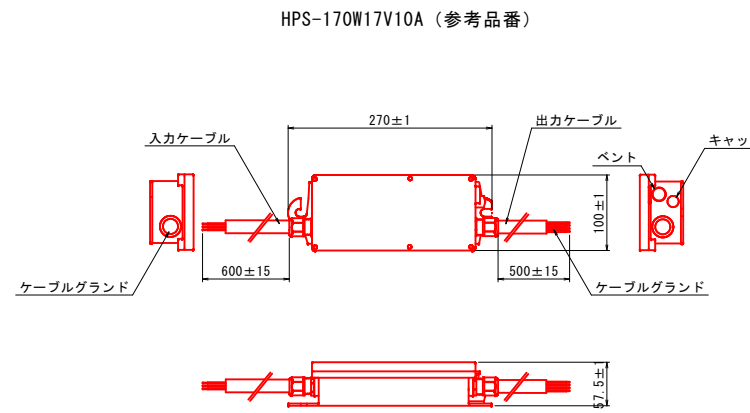
材料表 1基当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	σ <sub>ck</sub> =18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	0.353
スパイラルダクト	φ500, 垂鉛引き	m	1.8
基礎砕石	RC-40, t=10cm	m <sup>2</sup>	0.196
アンカーボルト	4-M24-L500	組	1.0

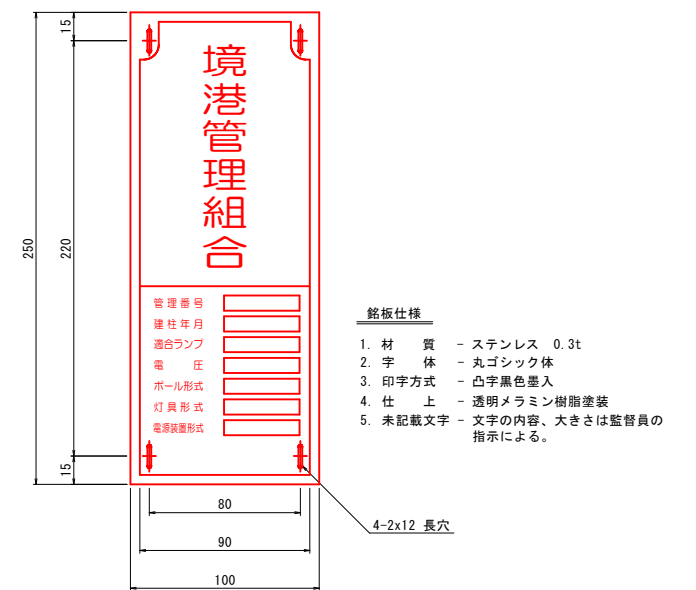
アンカーボルト詳細図 S=1:10



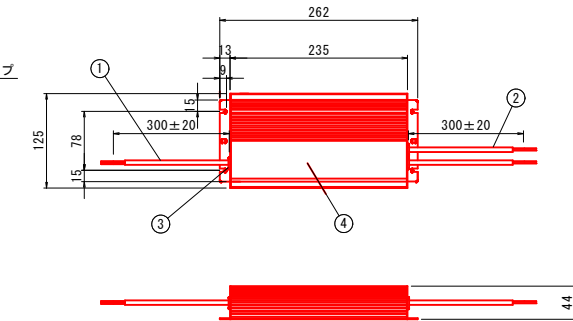
電源装置詳細図 S=1:5



管理銘板 S=1:2



HLG-480H-42A (参考品番)



番号	部品名	寸法	備考
①	入力コード	1SQ-3C	茶色 電源(L) 青色 電源(N) 緑/黄 アース(E)
②	出力コード	1SQ-2C ×2系統	赤色 出力(+) 黒色 出力(-)
③	保護 プッシング		
④	本体		アルミ製 (アルマイト加工) 塩害対策品

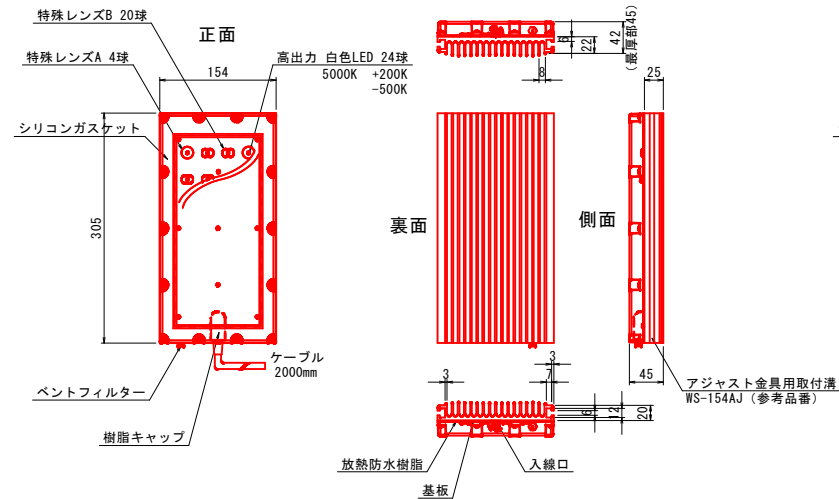
起債 当初設計

年度別	令和8年度
事業名	港湾施設整備事業
工事名	外港昭和南地区ふ頭用地照明設置工事
設計別	
図種	構造図(1) 縮尺 図示
図面番号	全5葉の内3号
位置	境港市昭和町
	境港管理組合

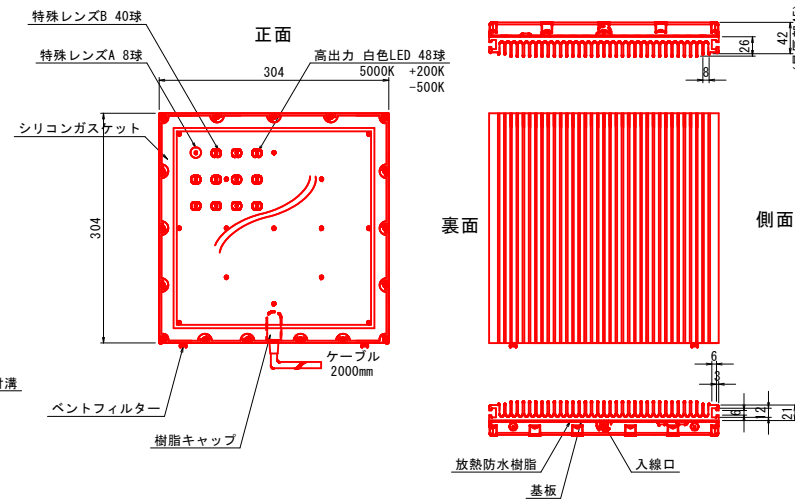
# 構造図(2)

## 照明器具詳細図 S=1:5

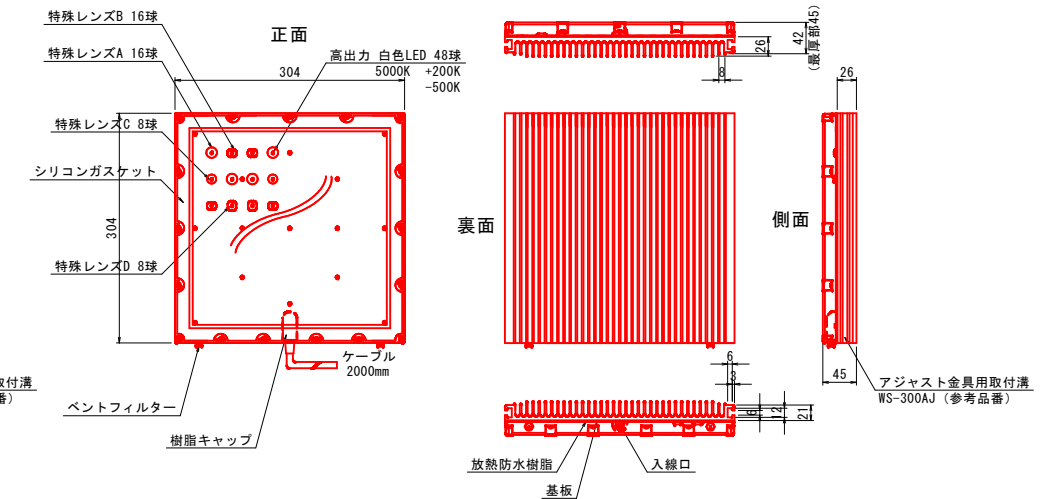
(A) HL-P24BSWA (P) (参考品番)



(B) HL-P48BSWP300/W (参考品番)

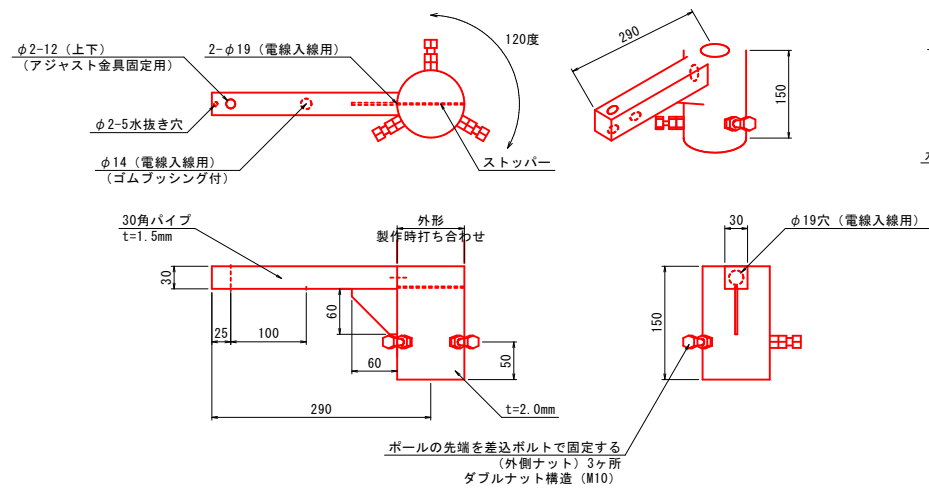


(C) HL-P48BSVC (D) P300/W (参考品番)

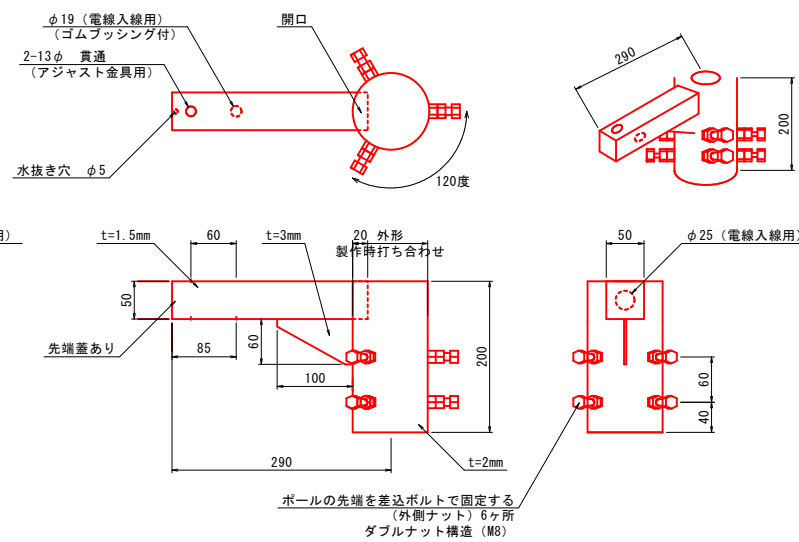


## ポール用LED取付金具詳細図 S=1:5

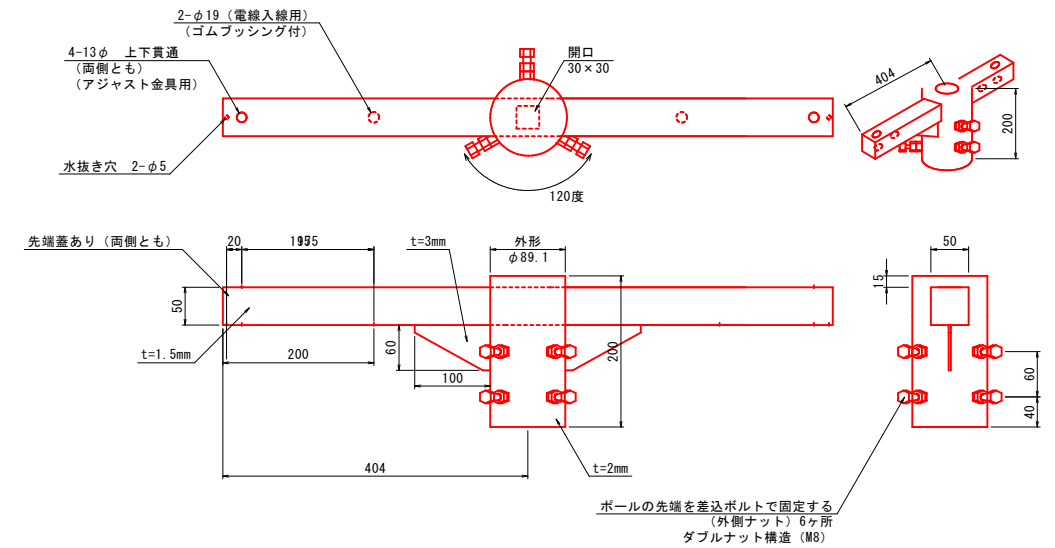
(A) HL-P24BSWA (P) (参考品番) 取付用



(B) HL-P48BSWP300/W (参考品番) 取付用



(C) HL-P48BSVC (D) P300/W (参考品番) 取付用



LED球数	高出力 白色LED 24球
電源電圧	DC11.72[V]
電流	8.4[A]
消費電力	98.5[W]
大きさ	31154mm×77304.5mm×7742mm (最厚部45mm)
重さ	1.85[kg] (本体のみ) 2.4[kg] (アジャスト金具含む)
適用環境温度	-30℃~+35℃
演色性	70
照度	(中心光) 5,544[Lx/1m] (130度) 5,976[Lx/1m]
光束	(器具光束) 12,113[lm]
LED照明器具の固有エネルギー消費効率 (lm/W)	109.1 (AC200V時)
指向角	水平=140度 垂直=85度
色温度	5,000K +200K -500K
付属ケーブル	VCTFケーブル 2C-1.25SQ (2m付属)
ケーブル極性	白色(+), 黒色(-)
LED寿命	60,000時間

LED球数	高出力 白色LED 48球
電源電圧	DC36.7[V]
電流	6.8[A]
消費電力	249.6[W]
大きさ	31304mm×77304mm×7741.7mm (最厚部44.7mm)
重さ	3.6[kg] (本体のみ) 4.3[kg] (アジャスト金具含む)
適用環境温度	-30℃~+35℃
演色性	70
照度	(器具光束) 30,000[lm]
LED照明器具の固有エネルギー消費効率 (lm/W)	106 (AC200V時)
指向角	水平=140度 垂直=85度
色温度	5,000K +200K -500K
付属ケーブル	VCTFケーブル 2C-1.25SQ (2m付属)
ケーブル極性	白色(+), 黒色(-)
LED寿命	40,000時間

※電源装置: HLG-480H-42A (参考品番)

LED球数	高出力 白色LED 48球
電源電圧	DC36.7[V]
電流	6.8[A]
消費電力	249.6[W]
大きさ	31304mm×77304mm×7741.7mm (最厚部44.7mm)
重さ	3.6[kg] (本体のみ) 4.3[kg] (アジャスト金具含む)
適用環境温度	-30℃~+35℃
演色性	70
照度	(器具光束) 30,000[lm]
LED照明器具の固有エネルギー消費効率 (lm/W)	106 (AC200V時)
指向角	水平=40度 垂直=20度 (1/2ビーム角) 水平=100度 垂直=65度 (1/10ビーム角)
色温度	5,000K +200K -500K
付属ケーブル	VCTFケーブル 2C-1.25SQ (2m付属)
ケーブル極性	白色(+), 黒色(-)
LED寿命	40,000時間

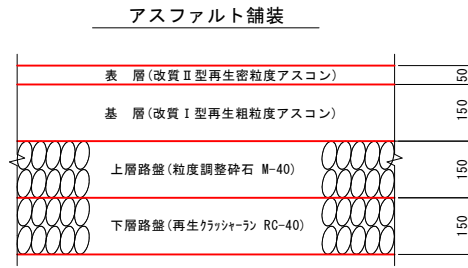
※電源装置: HLG-480H-42A (参考品番)

### 起債 当初設計

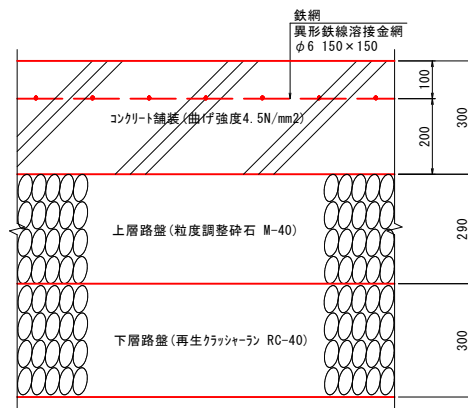
年度別	令和8年度
事業名	港湾施設整備事業
工事名	外港昭和南地区ふ頭用地照明設置工事
設計別	
図種	構造図(2) 縮尺 図示
図面番号	全5葉の内4号
位置	境港市昭和町
	境港管理組合

# 構造図(3)

舗装構成 S=1:10

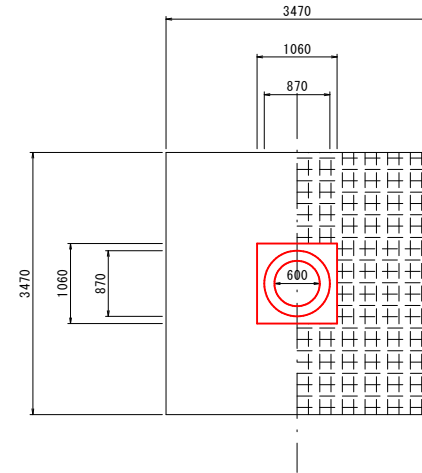
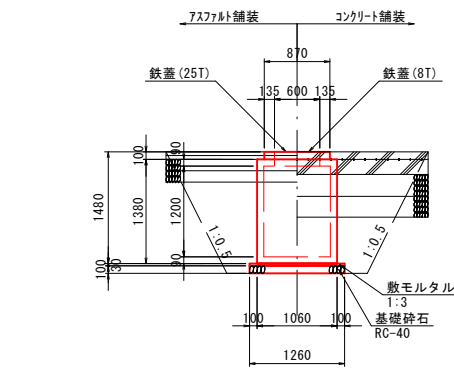


コンクリート舗装



※舗装構成は、港湾施設台帳図面からの推定であるため、床掘時に再確認の上、発注者と協議すること。

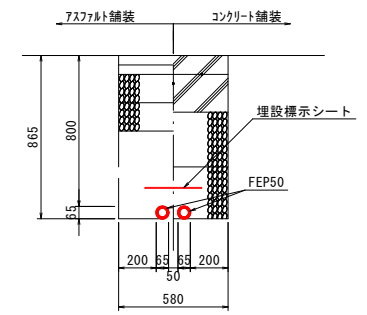
ハンドホール 900×900×1200 S=1:50



材料表 1基当たり

名称	規格	単位	25T	8T
ハンドホール	900×900×1200	基	1.0	1.0
鉄蓋	φ600	枚	1.0	1.0
敷モルタル	1:3	m <sup>3</sup>	0.048	0.048
基礎砕石	RC-40, t=10cm	m <sup>2</sup>	1.588	1.588

管路断面図 S=1:20



起債 当初設計

年度別	令和8年度		
事業名	港湾施設整備事業		
工事名	外港昭和南地区ふ頭用地照明設置工事		
設計別			
図種	構造図(3)	縮尺	図示 A3用紙は記載の50%
図面番号	全5葉の内5号		
位置	境港市昭和町		
境港管理組合			